

浜長保険センター安全だより

令和3年12月27日
浜長保険センター 第61号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



冬至が過ぎ、1年を締めくくる年の瀬を迎えました。
ご多忙の中、活気あふれる日々をお過ごしのことと思います。
来年は、36年に1回訪れる「五黄の寅」（ごうおうのとら）、
この年に生まれると非常に強い運勢を持つと言われてます。
新しい希望の年を迎えるためにも日々、無理をせず健康に過ごしましょう。



交通ルールの目的は、「交通の安全と円滑を図り、交通公害・交通事故を防止する」ことにあります。交通ルールは、道路を利用する不特定多数の老若男女に適用されます。つまり運転免許を持っていないヨチヨチ歩きの幼児から高齢者まで全国民が交通ルールを守り、安全・快適な交通社会を実現するため、交通ルールを理解しておかなければなりません。

解説 「交通違反点数一覧表」のトップに「酒酔い運転」が掲げられていますが、一覧表の中に、歩行者側方安全間隔不保持等2点、急ブレーキ禁止違反2点、追い付かれた車両の義務違反1点、乗合自動車発進妨害1点、減光等義務違反1点、停止措置義務違反1点などが記載されています。このうち、3つの違反行為について説明します。

歩行者との側方間隔の保持



- 1 歩行者側方安全間隔不保持等(道交法第18条第2項) 反則金 普通車7千円、原付5千円**
歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔(概ね1m)を保つか、保てないときは、徐行しなければなりません。狭い道路で対向車がある場合、徐行もしくは、停止することも必要です。
- 2 追い付かれた車両の義務違反(道交法第27条) 反則金 普通車6千円、原付5千円**
政令で定める最高速度が高い車両に追い付かれたときは、追越しが終わるまで速度を増してはいけません。
- 3 乗合自動車発進妨害(道交法第31条の2) 反則金 普通車6千円、原付5千円**
停留所において、乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路変更しようとして合図をした場合、その後方の車両は、急ブレーキ又は急ハンドルをしなければならない場合を除いて、乗合自動車の進路の変更を妨害してはいけません。



問 走行中、鹿やイノシシと衝突した場合、どうすればいいのか？

答 自動車が損傷した場合、交通事故に該当するので、警察に交通事故の報告をします。
次に危険防止の措置義務がありますので、鹿が道路上に横たわっている場合は、道路外に移動させなければなりません。一人で移動できないときは、警察の到着又は通行人の協力を得ましょう。



問 鹿が死亡した場合、どうするのか？

答 鹿が死亡した場合、ゴミとして姫路市美化業務課に連絡し、処理してもらうことになります。
動物は、法律上、「物」であり、死傷した場合、物損事故になります。故意に衝突させた場合を除き、過失であり犯罪は成立しません。



問 飼い主がいるペットの犬や猫と衝突した場合、どうなるのか？

答 ペットの場合、財産的価値があり、過失割合に応じて損害賠償をすることになります。ペットに衝突して、警察に事故報告をせず、走り去った場合は、「当て逃げ」に該当しますので、現場に停止し、警察に報告しましょう。また、車両保険で修理する場合、事故証明が必要です。

問 野鳥と衝突し、保護のため動物病院に運び、手当てをした場合、治療費はどうなるのか？

答 兵庫県の指定動物病院に運ばば、治療費は、県から支払うので発見・搬送者に治療費の負担はありません。この付近では、エルザ病院が県指定となっています。(詳細は県農林水産振興事務所等)

